

平成22年第2回常陸太田市議会定例会会議録

平成22年6月11日(金)

議事日程(第5号)

平成22年6月11日午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告 議案第36号ないし議案第38号  
請願第3号
- 日程第 2 議案第39号 常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員の選任について
- 日程第 3 議員提案第3号 農業農村整備事業予算の確保を求める意見書の提出について
- 追加日程 議員提案第4号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出  
について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告(質疑・討論・採決)
- 日程第 2 議案第39号(提案理由説明・採決)
- 日程第 3 議員提案第3号(提案理由説明・採決)
- 追加日程 議員提案第4号(提案理由説明・質疑・採決)

出席議員

議長	黒 沢 義 久 君	副議長	茅 根 猛 君
1番	木 村 郁 郎 君	2番	深 谷 涉 君
3番	鈴 木 二 郎 君	4番	荒 井 康 夫 君
5番	益 子 慎 哉 君	6番	深 谷 秀 峰 君
7番	平 山 晶 邦 君	8番	成 井 小 太 郎 君
9番	福 地 正 文 君	10番	高 星 勝 幸 君
12番	菊 池 伸 也 君	13番	関 英 喜 君
14番	片 野 宗 隆 君	15番	平 山 伝 君
16番	山 口 恒 男 君	17番	川 又 照 雄 君
18番	後 藤 守 君	20番	小 林 英 機 君
21番	沢 畠 亮 君	23番	梶 山 昭 一 君
24番	高 木 将 君	25番	生 田 目 久 夫 君
26番	宇 野 隆 子 君		

欠席議員

22番 立原正一君

説明のため出席した者

市長	大久保 太一君	副市長	梅原 勤君
教育長	中原 一博君	総務部長	大森 茂樹君
市民生活部長	豊田 紀雄君	保健福祉部長	安田 隆君
産業部長	江幡 治君	建設部長	菊池 拓夫君
会計管理者	岡部 芳雄君	水道部長	大和田 猛君
消防長	菊池 勝美君	教育次長	川上 明文君
秘書課長	宇野 智明君	総務課長	山崎 修一君
監査委員	中村 弘君		

事務局職員出席者

事務局長	時野谷 彰	副参事兼総務係長	吉成 賢一
主査兼議事係長	関 勝則		

午前10時開議

議長（黒沢義久君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は25名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承願います。22番立原正一君、以上1名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（黒沢義久君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりいたします。

日程第1 委員長報告

議長（黒沢義久君） 日程第1、委員長報告を行います。

議案第36号から議案第38号まで並びに請願第3号、以上4件を一括議題として、常任委員会の審査の経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

総務委員長菊池伸也君の報告を求めます。12番菊池伸也君。

〔総務委員長 菊池伸也君登壇〕

総務委員長（菊池伸也君） 皆さん、おはようございます。総務委員長の菊池伸也です。

総務委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成22年第2回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件

について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条及び第136条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第36号常陸太田市職員の育児休業等に関する条例及び常陸太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第37号消防ポンプ自動車購入契約について、原案可決すべきものと決定。

議案第38号平成22年度常陸太田市一般会計補正予算(第1号)について、原案可決すべきものと決定。

請願第3号外国人地方参政権付与法案反対に関する請願、採択すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長(黒沢義久君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

26番宇野隆子君。

[26番 宇野隆子君登壇]

26番(宇野隆子君) ただいまの総務委員会の委員長報告につきまして、私は、請願第3号外国人地方参政権付与法案反対に関する請願につきまして、質疑を行いたいと思います。

まず、この請願書の1、請願の要旨ですけれども、読み上げますと「政府が提案をしようとしている外国人地方参政権付与法案は、地方公共団体の安全保障や教育など国家の存立にかかわる事柄に深く深く関与しており、我が国への忠誠義務のない外国人に地方自治に対する発言権を与えることは憲法違反の疑いもあり、賛成いたしかねます。そして、このように重要な政策はさきの選挙時の民主党マニフェストに記載なく、公約違反の可能性があります」と。そういうことで、2番目として請願の本文が載っておりますけれども、この請願の要旨ですけれども、この中で、この我が国への忠誠義務のない外国人、これはどういう意味なのか。そして、地方政治に対する発言権を与えることは憲法違反の疑いもあると。このあたりの点をどのように委員会で論議をされているのか。この委員会は最終的にはこの請願を採択すべきものとしたわけですが、私は請願の本文を見ましても、幾つか問題があるのではないかと。それについては反対討論で行いたいと思いますけれども、この採択すべきものとした理由、どういう理由でもって採択すべきものとされたのか。この点について伺いたいと思います。

そして、「民主党マニフェストに記載なく、公約違反ということがあります」けれども、これは1995年、このときの最高裁判決を契機にいたしまして、国政上の課題となって、最高裁は措置を講ずることは憲法上禁止されているものではなく、国の立法政策の問題であるとの判断を示しましたと。その後、運動が高まって地方議会でも法制化を求める決議が相次いでいるということで、そして国会においても、1998年に民主党と公明党さんが共同案を出されておりました、私ども日本共産党案も出されておりました、何度もこうした法案が国会で出されて、成案にまだ至ってないということで、この中には「拙速なる法制化を」ということがありますけれども、こ

れは長年かけて、国会の中では審議はされていると。ただ、成案には至ってないと。そういうことで調べましたら、私も地方自治体ではこういう決議が、法制化を求める決議が相次いでいるという状況の中で、常陸太田市の中では外国人地方参政権付与法案反対に対する請願の採択すべきということでは、その決め手となるのはどういう内容なのか、伺いたいと思います。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。12番菊池伸也君。

〔総務委員長 菊池伸也君登壇〕

総務委員長（菊池伸也君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

採択すべきものと決定した経緯であります。請願第3号については3月定例会において総務委員会に付託され、委員会の中で審議をいたしました。各委員から採択、不採択、継続審査のそれぞれの意見が出され、継続審査の意見が多数を占めたため、6月定例会の委員会において再び審議をいたしました。今回の委員会では、本議会は8月5日で任期満了となるため、今回の委員会で結果を出すべきであるとの旨の発言がありました。外国人の地方参政権についてはまだまだ問題点を整理しなければならないという状況でありますので、請願の趣旨に理解をいたしましたので、採択すべきものと決定しました。

以上です。

議長（黒沢義久君） ほかに質疑はありませんか。

26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 委員長の先ほどの説明で継続審査に至ったということについてはわかりましたけれども、3月の議会ではいろいろ論議されたということで、採択あり、不採択ありということで、継続審査になったということでもありますけれども、今ありました外国人地方参政権の付与法案についてはまだまだ問題点の整備が必要だということと、この請願が採択されたという話です。ですから、ここには5項目要点が出ておりますけれども、余り端的に問題点の整備が必要だと言われても、どこにどのような問題があるのか、具体的にはどのような、これが問題点だという話が出たのかどうか、もう少し具体的に説明できればありがたいと思うのですが、お願いいたします。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。12番菊池伸也君。

〔総務委員長 菊池伸也君登壇〕

総務委員長（菊池伸也君） 2回目の質問にお答えいたします。

まず、ご存じのように請願の本文が5項目に分かれておりますけれども、1項目1項目ずつに関しましては議員の皆さんがご理解をいただいたということで採択に至りました。議員の皆さんは3月から時間をとって継続審議ということでやっているわけですが、その間にいろいろ勉強されたんだろうなと思います。実際、委員会の中では賛成の立場での発言が一人ありまして、その中に特に反対に関しましては3月に行われたとおりでありますので、皆さん、賛成のほうに、この趣旨に理解を示しまして、賛成をされたんだろうなということでもあります。

以上です。

議長（黒沢義久君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） 以上で、質疑を終結いたします。

議長（黒沢義久君） これより討論を行います。

請願第3号について、26番宇野隆子君、2番深谷渉君から討論の通告がありますので、発言を許します。

26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。私は請願第3号外国人地方参政権付与法案反対に関する請願について、反対の立場から討論を行います。

今日、我が国に永住する外国人に地方参政権を付与すべきだという世論が高まっております。朝日新聞が今年2月に行った全国世論調査では付与賛成60%、反対は29%でした。昨年11月の各紙がやはり調べた世論調査では、毎日新聞が賛成が59%、反対31%、10年前に行った世論調査でも読売新聞が賛成65.6%、反対24.5%、毎日新聞が賛成58%、反対32%、朝日新聞が賛成64%、反対28%。私はこの世論調査を見ましても、外国人地方参政権付与ということで、参政権を与えるということに対しては、その反対の倍以上の賛成者がいるということが、この世論調査の中で言えると思います。ですから、私は当然のものであり、永住外国人に地方参政権を保障すること、これは国会が直ちに取り組む必要があると思います。

現在、我が国にいる永住外国人はさまざまな問題を通じて、地方政治と密接な関係を持ち、日本国民と同じように地方自治体に対して多くの意見や要求を持っています。地方政治は本来すべての住民の要求に応え、住民に奉仕するために住民自身の参加によって進められなければなりません。外国籍であっても、我が国の地方自治体で住民として生活し、納税を初めとする一定の義務を負っている人々が住民自治の担い手となることは憲法の保障する地方自治の根本精神とも合致すると思います。

請願の中に、憲法違反の疑いがあると述べられておりますが、これについては、1995年2月に最高裁が永住外国人に地方参政権を保障することは憲法上禁止されているものではない、このような判断を下しております。

また、参政権を認めているのはごく限られた国とありますけれども、今世界の国々の中で外国人に参政権を与えている国は、欧州連合ではイギリス、アイルランド、フランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、アイスランド、スペイン、ポルトガルなどです。そういったEUを初めといたしまして、スイス、オーストリア、ハンガリー、スロバキア、ギリシャ、マルタ、ロシア、リトアニア、ニュージーランド、バルバドス、ベリーズ、そしてこの請願の中には載っておりませんが、アメリカとカナダの一部、南米のチリ、ウルグアイ、ベネズエラ、そして韓国、イスラエル、マラウイ、ノルウェー、アイスランド、香港等の国々が、いろんな条件がついている国もありますけれども、

外国人に参政権を認めております。このような多くの国々でも実施済みであり、ほかの国でも実施に向けた積極的な検討が今行われているというのが現状です。

よって、私はこの請願第3号外国人地方参政権付与法案反対に関する請願に対しまして、地方参政権を保障することに国会が直ちに取り組むことを主張いたしまして、この請願に反対をし、討論いたします。

議長（黒沢義久君） 次、2番深谷渉君。

〔2番 深谷渉君登壇〕

2番（深谷渉君） 2番公明党の深谷渉でございます。私は請願第3号外国人地方参政権付与法案反対に関する請願について、委員会採択に反対する立場から討論いたします。

我が国には多くの外国人が居住し、日本人とともに社会生活を営んでおります。とりわけ、大韓民国国民など朝鮮半島由来の外国人が我が国の永住権や特別永住権を取得して多数居住しており、その総数は2008年末現在で、58万9,000人に上り、在日外国人総数の26.6%を占めております。これらの人のうち、2006年時点で75歳以上と推定される1世は全体で6.1%、2世から4世までが91.6%、4歳以下の5世が2.3%です。つまり、2世以下の永住者は93.9%で日本で生まれ、育ち、学び、結婚をして子どもを生き育て、事業を起こし、そしてこの国に骨を埋めていこうとしている人たちであり、生活実態は日本人と全く変わりません。しかし、1980年以前は国民健康保険や国民年金にも加入できませんでしたが、1979年には国際人権規約、1982年に国連難民条約に日本が加盟したことをきっかけに、永住外国人の権利は少しずつ拡大されてきた経緯があります。

一方、世界の趨勢では約40カ国が何らかの形で外国人に参政権を付与しています。アメリカは国籍取得について生地主義をとっており、重国籍について認められておるため、別に帰化しなくても参政権は認められております。OECDに加盟している30カ国のうち、外国人参政権も重国籍も全く認めていないのは日本だけあります。

しかし残念ながら、まだまだ国内には、参政権が欲しければ帰化すればよいとの主張もあります。今回の本請願もそうであります。在日韓国・朝鮮人が帰化する場合には幾つかの障害があります。第1に、日本による植民地支配以来の経緯があります。国籍選択の機会も与えず、一方的に外国人にしておき、今度は帰化すればよいというのは歴史的な認識を欠いた意見としか言えません。第2に、帰化の際の氏名の問題であります。帰化後の氏名は原則として常用漢字表、人名漢字表等にある漢字、平仮名、片仮名以外は使用できないことから、中国・韓国で使用されている姓をかえて帰化手続を踏まなければならないケースが多いということでもあります。第3に、韓国は夫婦別姓であるため、夫婦が帰化する場合は少なくとも夫婦いずれかの姓に変えなければならないということでもあります。

公明党はこのような現実を踏まえ、多文化共生社会を推進する上で、永住外国人地方参政権法案を1998年に初めて提出し、翌1999年10月4日には自由民主党、自由党及び公明党との間の三党連立政権政策合意において、3党において議員立法で成立させると明記され、公党間合意が成立しております。その後、修正を加えながら、合計5度にわたって、国会に提案してま

いりました。その内容は、第1に、外国人の本国が同様の権利を与えていることを条件とする、いわゆる相互主義を採用することであります。第2に、申請主義を採用し、有権者として日本の地域社会で一定の役割を果たしていく意思のある永住外国人に限り付与することとしています。第3に、選挙権を要件とする各種資格、すなわち人権擁護委員や民生委員などへの就任資格や条例の制定、改廃、地方議会の解散及び議員、長の解職を求める直接請求権はいずれもこれを付与しないという3点であります。

国籍を1つのアイデンティティとして大切に守り抜こうとしている外国人が生活基盤を置く町で日本人と同様に住民の義務を果たし、地域の共同体に参加しようとするなら、住民としての権利は保障されて当然であると考えます。

また本請願は、選挙権が国民のみに与えられた権利であることは憲法上明らかであり、外国人への参政権付与は憲法違反の疑いがあるとしております。確かに、平成7年2月28日の最高裁判決はその本論において、「憲法は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものであることはできない」としてしております。しかし、一方で、当判決の傍論では「民主主義社会における地方自治の重要性にかんがみ、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づき、その区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たものと解されるから、我が国に在留する外国人のうちでも永住者等にあつて、その居住する区域の地方公共団体と特段に密接な関係を持つに至つたと認められているものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である」ということを述べております。

つまり、この判例は、本論で、憲法は外国人への参政権の付与を要請していないことを明らかにするとともに、傍論で参政権の付与を禁止していないことを明言しております。

結果として、憲法はこの問題についての判断を立法府にゆだねており、法律によって外国人を排除することも付与することもできるという許容説に立っており、外国人の選挙権は立法府による選挙法によって、改正が可能であることを指摘しております。最近では、この判例解釈に当たった5人の裁判官の一人であつた園部逸夫氏の今年の2月19日の産経新聞のインタビュー記事を取り上げて反対論が展開されています。しかしながら、園部氏の立場は、現政権が考えている法案内容では賛成できない旨の意見を述べる一方で、特別永住者については、依然として合憲として立場は崩していないと報道されております。

そもそも、日本国憲法における「国民」という言葉は英文における「people」であり、日本国籍保有者という限定された規定でないのは明白です。憲法11条には、国民はすべての基本的人権の共有を妨げられない。同14条にはすべての国民は法のもとに平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分、または門地により政治的、経済的、または社会的関係において差別されないと書かれており、基本的人権の保障は、日本国籍保有者だけのものではない普遍的な権利であると規定しております。よつて、永住外国人への地方参政権付与の法制化を憲法違反と断ず

ることは到底できません。

以上の理由により、私たち公明党は国会において永住外国人への地方参政権付与の法制化について、真摯に議論していただきたいと念願しております。

今回の請願について、委員会採択に対する私の反対討論を以上で終わります。議員皆様の慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

議長（黒沢義久君） 以上で討論を終結いたします。

議長（黒沢義久君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第36号常陸太田市職員の育児休業等に関する条例及び常陸太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第37号消防ポンプ自動車購入契約について、議案第38号平成22年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号）について、以上3件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） ご異議なしと認めます。よって、議案第36号、議案第37号、議案第38号、以上3件については、原案可決することに決しました。

議長（黒沢義久君） 採決いたします。

請願第3号外国人地方参政権付与法案反対に関する請願については、委員長報告のとおり、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（黒沢義久君） 起立多数であります。よって、請願第3号については、採択することに決しました。

日程第2 議案第39号

議長（黒沢義久君） 日程第2、議案第39号常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 議案第39号常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員の選任についてをご提案申し上げます。

下記の者を常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるところでございます。平成22年6月11日提出、常陸太田市長。

記といたしまして、住所、常陸太田市寿町567番地、氏名、立川俊六氏。生年月日、昭和14年1月24日。

提案の理由につきましては、常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員立川俊六氏が、平成22年6月30日をもって任期満了となりますので、その後任委員を選任するためご提案するものでございます。

立川俊六氏の略歴につきましては添付してございますが、平成14年7月より常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員を務めていただいておりますので、再々任ということでございます。お目通しのほどをよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（黒沢義久君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（黒沢義久君） これより討論を行います。討論の通告がありませんので、以上で討論を終結いたします。

議長（黒沢義久君） 採決いたします。お諮りいたします。

議案第39号常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員の選任については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） ご異議なしと認めます。よって、議案第39号については、原案同意することに決しました。

### 日程第3 議員提案第3号

議長（黒沢義久君） 次、日程第3、議員提案第3号農業農村整備事業予算の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。17番川又照雄君。

〔17番 川又照雄君登壇〕

17番（川又照雄君） お許しをいただきましたので、議員提案第3号について、配付されました文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第3号農業農村整備事業予算の確保を求める意見書の提出について、上記について別紙のとおり決議し、地方自治法第99条の規定により政府関係機関に意見書を提出するものとする。平成22年6月11日提出。提出者、常陸太田市議会議員川又照雄。賛成者、常陸太田市議会議員深谷秀峰、同じく梶山昭一、同じく小林英機、同じく後藤守、同じく木村郁郎。

提案理由、国会及び政府は農業生産基盤の整備を重要な施策と位置づけていることから、農業

農村整備事業予算について復元させ、安定的農業経営が図られるよう意見書をもって要望するものであります。

次のページに参ります。農業農村整備事業予算の確保を求める意見書（案）。

茨城県の北部地域に位置する常陸太田市は、北部は中山間地、南部は平坦地となっており、水稲を中心とした農業が基幹産業であるが、農業従事者の高齢化や減少、耕作放棄地の増大などさまざまな課題に直面している。このような中、当市では農業の担い手育成や農地の有効利用を図り高品質な農産物を安定的に供給できる産地づくりを進めるため、農業農村整備事業を実施中である。また、農業農村整備事業は、単に食料を供給する農地の整備だけでなく、農地や農村を災害から守るとともに、水源涵養や緑を守るなど国土保全にも寄与しており、農村地域を作る大変重要な事業である。さらに、当市では効率的な生産性の高い生産基盤づくりを推進し、農産物の生産拡大とより安定した農業経営を図るため、農業農村整備事業を農業振興の重要な施策の1つと位置づけている。町家地区については、本年度を初年度として、23.8ヘクタールを整備することとして、将来のあるべき姿を熱く議論しているところである。

しかしながら、国において、平成22年度の農業農村整備事業予算を大幅削減させたため、多くの農家の方々が地域農業の持続的発展はもとより、今後の農業経営に大きな不安を抱いている。

よって、国会及び政府においては、このような地域実情を踏まえ、農業農村整備事業予算を復元させるとともに、安定的に確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月11日、常陸太田市議会。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣あてとなります。

以上、ご提案申し上げます。議員各位のご賛同をよろしく願いたします。

議長（黒沢義久君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（黒沢義久君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第3号については、委員会の付託を省略することに決しました。

議長（黒沢義久君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（黒沢義久君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第3号農業農村整備事業予算の確保を求める意見書の提出については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第3号については、原案可決することに決しました。

議長（黒沢義久君） お諮りいたします。

ただいま議員提案第4号永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出についてが提出されました。これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第4号を日程に追加し、議題といたします。

追加日程 議員提案第4号

議長（黒沢義久君） 議案を配付いたします。

〔事務局議案を配付〕

議長（黒沢義久君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） 配付漏れなしと認めます。

提案理由の説明を求めます。12番菊池伸也君。

〔12番 菊池伸也君登壇〕

12番（菊池伸也君） お許しをいただきましたので、議員提案第4号について、配付されました文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第4号永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出について、上記について、別紙のとおり決議し、地方自治法第99条の規定により、政府関係機関に意見書を提出するものとする。平成22年6月11日提出。提出者、常陸太田市議会議員菊池伸也。賛成者、同じく沢畠亮、同じく高木将、同じく平山伝、同じく福地正文、同じく荒井康夫。

提案理由、外国人地方参政権付与法案は、地方公共団体の安全保障や教育など国家の存立にかかわることがらに深く関与しており、国においては、永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう意見書をもって要望するものである。

次のページに参りまして、永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書（案）。

政府は現在、永住外国人に日本国民固有の権利である参政権、特に地方参政権を付与する法案提出を準備しているという報道がある。本法案は、下記の例などから拙速なる法制化は慎重に検

討されるべきである。

国家とは政治的運命共同体であり、参政権はその国家の構成員のみに保障されている。「国民固有の権利」であるから外国人には認められない。

「参政権全体から見れば小数なので参政権を付与してもよいのではないか」という意見があるが、たとえ少数の票であっても政治家の当落を左右する場合があります、国家主権や国益にかかわる重要な問題に影響を与えることがある。

外国人の地方参政権を認めているのは、世界200カ国のうち、北欧諸国やEU諸国など限られた国々である。

外国人が教育委員会の委員に教科書採択時などに影響を与えることができる。

外国人が「地方参政権」を欲するのであれば日本に帰化すれば取得できるので、参政権を付与することは不要である。付与すれば二重国籍となる。

我が国と中韓両国の間では竹島、尖閣列島、対馬、与那国島など国境離島をめぐって対立が生じている。このような中で、外国人に参政権を付与すると領土問題を抱える地方公共団体において、外国人たちの影響を受けた地方議員や市長が選出され、我が国の安全性を脅かす危険性が極めて高まるおそれがある。

よって、国においては、永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年6月11日、常陸太田市議会。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣あてとなります。

以上、ご提案申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（黒沢義久君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） ただいま議員提案第4号として、委員長から説明がありましたけれども、この2枚目の永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書（案）、この中で、請願の中には憲法違反と言わざるを得ないという文言が何回か出てまいりましたけれども、この意見書の中には、その文言は入っておりませんが、この中で、外国人の地方参政権を認めているのは世界200国のうち、北欧諸国やEU諸国等など限られた国のみであるということで案が出されております。私、先ほど反対討論の中でも言いましたけれども、限られた国と言うよりも、これ、アメリカやカナダの一部、チリ、ウルグアイ、ベネズエラ、南米、そして、近い韓国、イスラエル、マナウイ、香港などもそうですけれども、こういった国々もそれぞれいろんな条件はついていきます。先ほど、総務委員会に所属しております深谷議員の反対討論の中でもありましたけれども、いろんな条件はついていきますよね。例えば、フランス、1つ、どここの国に、日

本人が移住している場合にその参政権が日本人に与えられている国、そのことは、じゃあ日本人もその国の人々が日本に来ていれば、参政権を与えようとか。条件はいろいろありますけれども、ただ、先ほどの新聞での世論調査の中でも、3分の2以上の国民が付与することに賛成しているわけですね。そういったことも考えます。

また、の限られた国のみであると、限られてないわけです。広く世界に広まっているわけですから、そういう部分では私はこの内容そのもの、法制化に反対する意見書は反対ですけども、この中でもこういう限られた国のみの使い方、これはやはり訂正すべきではないかと思うんです。まだ今、さらに広がっているわけです。

それから、領土問題も最後に上げておりますけれども、こういった問題を永住外国人への地方参政権付与の法制化に向けて、こういう領土問題も上げておく必要があるのかどうか、これに反対する意見書であれば、までで十分ではないかと私は思いますけれども、やっぱり下の領土問題についてはこれはきちんと国家間の中で、話し合いを進めていくということで、ここにこの中から排除すべきであると私は思いますけれども、そういうことについて、委員長の答弁を伺いたいと思います。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。12番菊池伸也君。

〔12番 菊池伸也君登壇〕

12番(菊池伸也君) この意見書の文言につきましては、委員会で十分に検討しました結果、こういう形になっておりますので、ご了解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（黒沢義久君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） 以上で質疑を終結いたします。

議長（黒沢義久君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第4号については、委員会の付託を省略することに決しました。

議長（黒沢義久君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（黒沢義久君） 採決いたします。

議員提案第4号永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出については、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（黒沢義久君） 起立多数であります。よって、議員提案第4号については、原案可決することに決しました。

議長（黒沢義久君） 以上をもって、今期定例会の議事は、すべて議了いたしました。

閉会に先立ち、市長のごあいさつをお願いいたします。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 平成22年第2回の市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、6月1日から本日まで11日間の会期でございました。その間、専決処分の承認、繰越明許費に関する報告、条例の一部改正、消防ポンプ自動車購入契約、一般会計補正予算、人事案件、合計11件につきましてご審議をいただきました。全案件につきまして、原案のとおり承認、可決、ご同意を賜りまして、まことにありがとうございました。議員の皆様のご慎重かつ熱心なご審議に対しまして、心から御礼を申し上げます。

審議の過程でいただきました市政全般にわたるご意見やご要望、ご提言につきましては、それぞれの趣旨を十分に配慮いたしまして、取り組んでまいりたいと思います。

議員任期中の定例会は本日が最終日となりました。議員各位におかれましては、この任期期間中真摯な活動をいただきまして、心より御礼を申し上げます。今後とも皆様にはご自愛の上、ますますのご活躍をお祈り申し上げますとともに、市政の進展と円滑な運営のために、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

議長（黒沢義久君） 今期定例会は、6月1日から本日まで11日間、議員各位には、本会議、委員会を通し慎重にご審議を賜り、議事運営にご協力くださいましたことを心から感謝申し上げます。

以上をもちまして、平成22年第2回常陸太田市議会定例会を閉会いたします。

午前10時54分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員